甲賀市産業経済部林業振興　獣害対策室

獣害対策室の補助事業のおおまかな流れ

前年度

現時点

1. ８月頃に獣害対策室から届く要望照会に回答する。

　　※「侵入防止柵修繕事業補助金」は除く。

当年度

1. ５月頃に獣害対策室から組合長様または区自治会長様宛てに申請案内が届く。

※事業を急がれる場合は、４月中に獣害対策室へご連絡ください。

※補助金の交付決定までに着手（購入・施工等）すると補助金が受け取れません 。

1. 交付申請書を獣害対策室に提出する。
2. 獣害対策室から交付決定通知が届く。
3. 交付申請書の内容どおり購入（施工も含む）する。
4. 実績報告書を獣害対策室に提出する。獣害対策室が現場確認に来る。
5. 獣害対策室から補助金額の確定通知が届く。
6. 請求書を獣害対策室に提出する。
7. 獣害対策室から指定口座に補助金が振り込まれる。

以上